

神戸市政調査会 臨時会 書面評決書

議案：神戸市政調査会 議事要旨の作成と公表について（詳細は別添）

根拠規則：神戸市政調査会規則

（施行細目の委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。

議案の内容について

賛成 ・ 反対

上記に関する具体的な意見

委員

議案

神戸市政調査会 議事要旨の作成と公表について

1. 議事要旨の作成・公表方針（案）

調査会の趣旨及び「附属機関及び有識者会議に関する指針」第 11 条の規定を踏まえ、調査会の議事要旨については、議論の焦点、主な意見及び論点を第三者にも分かるよう整理する。

議事要旨には、原則として、次に掲げる事項を記載し、神戸市ホームページ上で公表する。

- ・開催日時及び場所
- ・出席者
- ・議題
- ・会議冒頭における市長及び座長の発言の概要
- ・各トピックにおける主な意見及び論点
- ・その他、議事要旨に掲載が必要と認める事項

この方針による議事要旨の作成方法は、第 8 回調査会から適用する。

2. 提案の趣旨

本調査会においては、これまで逐語的な議事要旨を作成し、公表してきたところである。しかしながら、本調査会は、多様な専門的知見を踏まえ、課題の本質及び論点を掘り起こすことに主眼を置くものである。このため、本調査会における議事要旨は、発言内容を逐語的に再現することそのものではなく、多様な視点から示された主な意見及び論点を整理し、議論の全体像を第三者にも分かるよう示すことが求められる。

については、委員による自由闊達な意見交換の場であるという本調査会の性格に即した議事要旨の作成及び公表の方法に改めるため、神戸市政調査会規則第 11 条の規定に基づき、本案について書面による決議を求めるものである。

（参考）神戸市政調査会規則第 11 条

この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。